

第3回岡山県自動車・同附属品製造業最低賃金専門部会

議 事 要 旨

1 日 時

令和4年10月4日（火） 午後3時00分～

2 場 所

岡山市北区下石井1丁目4番1号
岡山第2合同庁舎 2階 共用会議室D

3 出席者

公 益 委 員 : 3人
労働者側委員 : 3人
使用者側委員 : 3人

4 審議事項

最低賃金金額審議について

5 議事要旨

(1) 最低賃金金額審議について

岡山県自動車・同附属品製造業最低賃金額について審議され、労使双方の委員から、以下の意見が述べられた。

【労働者側の意見要旨】

30円を提示する。

自動車の最賃936円と我々が目指す1,000円との差額は64円。これを単純に2で割ると32円。使側の負担を考えると、4年か3年で1,000円に到達したい。4年よりはなるべく早く到達したいと考えており、3年の場合、21円から22円の引き上げが必要。ただ、地賃が30円引き上げられており、この金額を下回る金額提示はできない。

取り巻く環境が地賃の引き上げ額ほど大幅に引き上げられる環境にはないことは理解しており、下げ幅を意識しながら、周りを見ながら議論を進めたいと考えている。

【使用者側の意見要旨】

14円を提示する。

生産状況については、思ったほど力強い生産力の回復は見込めない。

特に下請はエネルギーや購入品が値上がりし、急激にコストが上昇している状況である。国の政策として分からなくはないが、人件費のベースをこのタイミングで上げるのは少し早いと思う。

これだけ県最賃が毎年大きく上がる中で、3年後なのか5年後なのか分からないが、例えば特定最賃が1,000円になる時期には県最賃と一緒にするという絵を描ければ、労側と合意も得られるのではないかと感じており、いろいろと議論をしていかなければならないと思っている。

(2) 公益より再度金額提示の余地はないか尋ねたところ、労使双方が再検討し、以下の意見が述べられた。

【労働者側の意見要旨】

先ほどの提示額から2円引き下げた28円を提示する。

30円は3.2%の引上率となり、非常に厳しい状況であることを理解しつつ提示した。28円は2.99%の引上率となり、3%を下回る金額を再提示する。

【使用者側の意見要旨】

足下の状況が非常に厳しく、再提示はないが、労側と腹を割って話をしたい。

(3) 労側から、他局、他業種の情報を踏まえた議論を望む等の意見があり、審議は次回に持ち越されることとなった。

6 配付資料

- ・意見要旨提出者名簿（労・使側）及び最低賃金についての意見要旨